太

うち軽減税率6.24%

課税取引金額

(令和 年分)

差

引

金

Aのうち課税取引に

(不動産所得用)

うち標準税率 7.8%適用分

	科目						決算額 A	Aのつち謀税取り こ ならないもの(※1) B	株代収り並領 (A−B) C	うち軽減税率6.24% 適用分 D	E	うち標準税率 7.8%適用分 F	G	へ枠 の
47	ζ ,	賃	Í	Ĭ	料	1	円						Ħ	箇 所
ا	\ !	礼 : 更	金 ·	権 利 新	」 金 料	2								は課
金						3								売
客	Ę		Ī	+		4								は課税売上高計
	科目						—————————————————————————————————————	Aのうち課税取引 にならないもの (※1) B	課税取引金額 (A-B) C	うち軽減税率 課税仕入高 D	至6.24%適用分 経過措置(8割控除)の 適用を受ける課税仕入高 E	うち標準税型 課税仕入高 F	图7.8%適用分 経過措置(8割控除)の 適用を受ける課税仕入高 G	算表及び
	;	租	税	公	課	⑤				/	/			課税
経	=	損	損害保険料		料	6								仕
	1	修	糸	善	費	7								入高計算表
	<u>ر</u> ا	減	価 償	賞 却	費	8								算表
	ľ	借	入:	6 利	子	9								ー 転 記
	L	地	代	家	賃	10							1 1 1	し
費		給	料	賃	金	11)								ます
	L					12								0
	Ŀ	そ (の他	の経	養	13)								
			Ī	+		14)								

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

額 ①

また、経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。